

【新設】(棚卸資産の評価方法の選定等に係る取扱いの準用)

2-3-67の5 令第118条の9第1項(特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の選定の手続等)に規定する選定特定譲渡制限付暗号資産(以下2-3-67の5において「選定特定譲渡制限付暗号資産」という。)の評価の方法の選定の手続及び変更手続については、それぞれ次による。

(1) 同項において準用する場合(同条第2項の規定により同項に規定する特定譲渡制限付暗号資産を選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとして、同条第1項において準用する令第118条の6第5項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)の規定を適用する場合を含む。)における令第118条の6第4項の規定の適用に当たっては、5-2-12(評価方法の選定単位の細分)の取扱い(事業所別の評価方法の選定に係る取扱いに限る。)を準用する。

(2) 選定特定譲渡制限付暗号資産(令第118条の9第2項の規定により選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとされたものを含む。)の評価の方法について変更承認申請書の提出があった場合における令第118条の9第3項の規定の適用に当たっては、5-2-13(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)及び5-2-14(評価方法の変更に関する届出書の提出)の取扱いを準用する。

【解説】

- 1 本通達では、特定譲渡制限付暗号資産(自己発行暗号資産を除く。以下同じ。)の期末における評価の方法の選定の手続及び変更手続についての取扱いを明らかにしている。
- 2 選定特定譲渡制限付暗号資産(市場暗号資産に該当する特定譲渡制限付暗号資産をいう。以下同じ。)の期末における評価の方法の選定の手続については、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等の規定を準用することとされている(令118の6④～⑥、118の9①)。すなわち、選定特定譲渡制限付暗号資産の期末における評価の方法はその種類ごとに選定し、その選定特定譲渡制限付暗号資産の取得をした日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限(仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限。以下同じ。)までに書面により納税地の所轄税務署長に届け出ることとされている。
- 3 棚卸資産の評価方法については事業所別に異なる方法を選定することが認められており(基通5-2-12)、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法についても事業所別に異なる方法の選定が認められている(基通2-3-64)。暗号資産は短期売買商品等に含まれることから、選定特定譲渡制限付暗号資産も当然に一単位当たりの帳簿価額の算出方法について事業所別に異なる方法の選定が認められているところ、本通達の(1)において、評価の方法についても事業所別に異なる方法を選定することを認める旨を明らかにしている。

なお、特定譲渡制限付暗号資産の取得をした場合には、その特定譲渡制限付暗号資産が市場暗号資産に該当しないときであっても、その特定譲渡制限付暗号資産を選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとして、上記2のとおり評価の方法を選定して届け出ることとされているが（令118の9②）、このように特定譲渡制限付暗号資産を選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとして評価の方法を選定して届け出る場合を本通達の(1)括弧書において含めているため、市場暗号資産に該当しない特定譲渡制限付暗号資産についても同様に、評価方法を事業所別に選定することが認められる。

4 また、法人税基本通達5-2-13において、棚卸資産の評価方法の変更申請があった場合の「現によっている評価の方法を採用してから相当期間を経過しているかどうか」の判断における「相当期間」について「3年」とすることが明らかにされているが、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法についても、一定の方法を継続適用することによって合理性が担保されるものと考えられることから、本通達の(2)において、選定特定譲渡制限付暗号資産（市場暗号資産に該当しない特定譲渡制限付暗号資産を含む。）について変更申請があった場合にも、同様に取り扱う旨を明らかにしている。

5 さらに、法人税基本通達5-2-14において、棚卸資産の評価方法の変更の届出書を提出することとなる場合を留意的に明らかにしているが、本通達の(2)において、特定譲渡制限付暗号資産の評価方法について変更の届出書を提出することとなる場合も同様である旨を明らかにしている。